

「滋賀県災害時受援計画（素案）」概要

総務・政策・企業常任委員会 資料3-2
平成31年（2019年）1月25日
総合政策部防災危機管理局

I 総則

目的と基本的な考え方

- ◎大規模災害時等に、多様な団体・組織としっかり連携しながら、支援を効率的かつ効果的に活用できるよう、組織体制や手順等について定める。
- ◎行政機能の維持や避難者支援のための人的・物的支援を対象とする。
- ◎県の災害対応業務のみならず、災害の初動期において、業務が逼迫する市町の支援を重視する。

対象とする災害

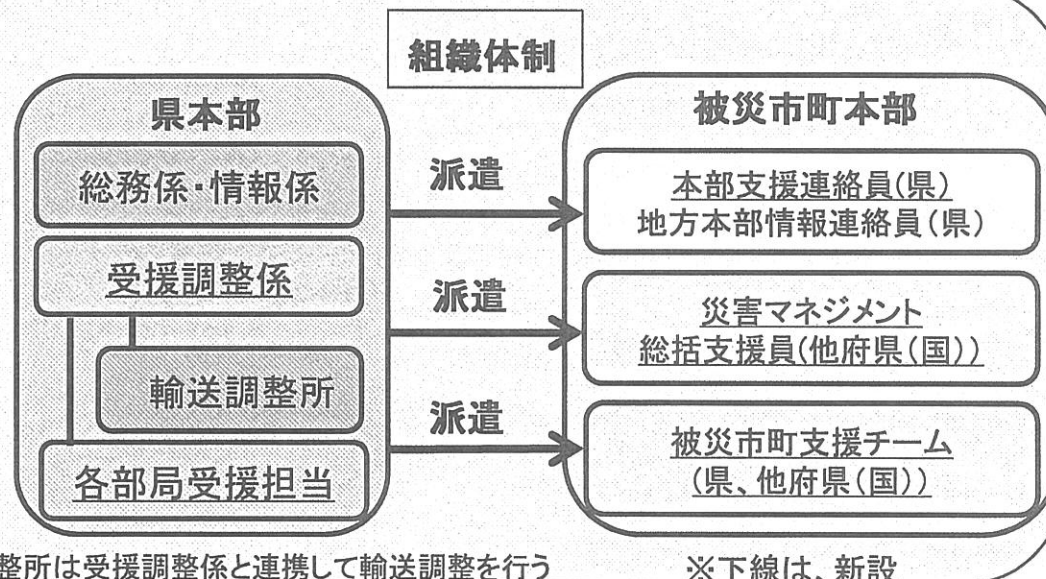
◎県内に甚大な被害が発生し、県災害対策本部が設置される災害

対象期間

◎災害発生当初から、混乱が予想される1か月を想定

II 受援体制

- 受援総合調整組織
 - ・本部内に受援調整係、輸送調整所、各部局受援担当を置く
- 被災市町支援と情報連絡体制
 - ・被災市町に本部支援連絡員、地方本部情報連絡員を派遣
 - ・災害マネジメント総括支援員を派遣
 - ・被災市町支援チームを派遣
- 受援の事前準備
 - ・受援業務シートの作成し、受援業務を整理
- 広域応援要請方法、連絡窓口を整理
- 防災部局、被災地支援経験者リストを作成



III 情報・認識の共有化

- 受援調整係、各部局受援担当、本部支援連絡員、応援のため派遣された情報連絡員等により受援連絡調整会議を実施し情報・認識の共有化を図る

IV 多様な団体との連携

- 全国災害ボランティアネットワーク(JVOAD)との連携
- 災害時応援協定運用マニュアルの作成

V 環境整備

- 執務室の割当て、事務環境を事前に整備
- 応援側、受援側が用意する資機材を整理

VI 受援力の向上

- 市町、災害時応援協定先等と図上訓練、実働訓練の実施
- 受援計画のひな形の作成、研修による市町支援
- 自助・共助の促進